

令和8年度 「酒田市認定地域クラブ」指導者等認定制度についての要項

～ 地域クラブ配付用 ～

1 目的

酒田市認定地域クラブにおいて、酒田市「指導者・スポーツ文化サポーター（以下「指導者等」といいます）」による暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者等の認定や研修に関する基準を示します。

2 「指導者等」とは？

本市の認定地域クラブ活動において、活動計画に基づいて練習の指導、大会等の引率、クラブ運営等を行うクラブ関係者を指し、次のように定義します。

指 導 者：認定地域クラブ活動における、技術指導及び安全管理等並びに地域クラブ活動に係る活動の計画の作成及び参加者との連絡調整等に携わる者
サポーター：認定地域クラブ活動における安全管理及び指導スタッフの補助並びにクラブの運営（事務処理等）に携わる者

※ 「指導者・サポーター」は、指導者公認資格の保有が必須条件ではありませんが、認定地域クラブとしての認定や大会出場を考えたとき、各競技の大会出場のために必要な資格を有することを推奨します。

3 認定要件

次のいずれにも該当しない者を、酒田市認定地域クラブの指導者・サポーターとして認定・登録します。

- (1) 未成年
- (2) 高等学校及びこれに類する学校に在籍する者
- (3) スポーツ活動又は文化芸術活動に対する熱意に欠ける者
- (4) 暴言、体罰、ハラスメントその他の不適切な行為の防止についての理解が不十分で、不適切行為により本市及び他の教育委員会、中央競技団体、スポーツ文化芸術協会・連盟等から処分を受けた者
- (5) 過去に性犯罪により有罪になった者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する者に該当せず、また、当該規定する者及び同条第2号に規定する団体と密接な関係を有する者
- (7) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (8) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 指定研修

(1) 義務研修 「サポーター・セミナー」

指導技術のみならず、指導者・サポーターとしての資質（「8資質・能力」参照）を最も重要視します。そのため、資質・能力向上を目的とした年2回の「サポーター・セミナー」の受講を義務づけ、指導や活動内容の定期的な自己点検を行うこととします。

(2) 代替研修

「サポーター・セミナー」を受講できなかった場合は以下の研修を受講し、受講を確認できるものを提出します。

- ① 山形県が行う研修
- ② 認定地域クラブ活動の運営団体が行う研修
- ③ スポーツ・文化芸術団体や大学等が行う研修（eラーニングも含む）

(3) サポーター・セミナー、その他の研修の未受講については、次年度に取り消しとします。

5 認定手続き

- (1) 認定を受けようとする者は、学校教育課に次の書類を提出し申請します。(学校教育課が設置する酒田市スポーツ・文化サポーターバンク内からも申請が可能です)
 - ① 酒田市認定地域クラブ指導者等認定申請書(様式第1号)及び登録用紙別紙
 - ② 保有資格がある場合はその写し
- (2) 教育長は、「認定申請書」等の内容を確認し、要件を満たし適正と認められる場合は、酒田市認定地域クラブ活動の指導者等として認定し、「認定通知書」と「認定証」を発行します。
- (3) 指導者等は、登録事項等に変更があった場合、速やかに市に報告します。
- (4) 申請は、令和8年10月16日から順次受け付けます。

6 有効期間

- (1) 期間は4年間とします。(認定の日から3年を経過する日以後の最初の3月31日まで)
- (2) 年度途中で新規登録された場合でも、認定された年度を1年目とします。
- (3) 有効期間終了後、更新を希望する場合は、ホームページ上で再認定の申請手続きをします。

7 報酬(謝金)

- (1) 指導者 1回の活動(3時間程度) … 各クラブで決定します
- (2) サポーター 1回の活動(3時間程度) … 各クラブで決定します

8 指導・勧告、認定の取り消し

- (1) 指導・勧告 … 不適切行為や市基本方針違反があったと認められた場合
- (2) 認定取消 … 以下に該当する場合

① 欠格

認定要件を満たさなくなった場合は、速やかに認定を取り消します。

② 不適切行為・基本方針違反

事案を把握した場合、酒田市認定地域クラブは関係者からの事実確認を行います。報告に基づき、学校教育課は必要に応じ改めて事実確認を行い、把握・確認した事実関係等に基づき、適切に指導者等に対する指導(2ヶ月の指導期間)、勧告、認定取り消し等の措置を講じます。

※ 認定取り消し後1年間は再申請できません。

※ 不適切行為等が発生、もしくはその疑いがあるときは、酒田市認定地域クラブまたは学校教育課が設置する相談窓口を利用して相談します。

9 「指導者」「サポーター」に求められる資質・能力(兼 サポーター・セミナー講習内容)

- (1) 総論・制度
酒田市の中学校部活動や地域クラブ活動に関する基本方針を理解している。
- (2) 基本姿勢・服務規律
指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人格を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。
「体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメントなどの行為の絶無」
「生徒の基本的人権などの権利擁護」 等
- (3) 生徒への指導
生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。
「実技指導、コーチング」
「安全・傷害予防に関する知識・技能」 等
- (4) 安全管理・事故対応等
生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。
「生徒の安全の確保」
「練習等が過度な負担とならない配慮」
「用具・施設の点検・管理能力」「救急対応」 等
- (5) 保護者や学校との連携
保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等との連携を適切に行うことができる。
「生徒間で事故やトラブルがあった場合の対処」 等

認定申請フォーム

*は入力必須項目です。必ずご入力ください。

所属クラブ *

☐ な し

☐ あり

所属クラブ名* ()

登録タイプ *

☐ 指導者

☐ サポーター

公開個人情報

公開されます

① 姓* () 名* ()

② 姓(かな)* () 名(かな)* ()

③ 生年月日(年代のみ公開されます)* 西暦 年 月 日

④ 指導種目* ()

⑤ 所属団体(協会・連盟等) ()

非公開個人情報

公開されません

① 性別* ☐ 男 ☐ 女 ☐ 答えたくない

② 職業・所属先等 ()

③ 電話番号(日中連絡がとれる番号)* (-)

④ メールアドレス* ()

⑤ メールアドレス(確認)* ()

⑥ 郵便番号* (-)

⑦ 住所* ()

⑧ 活動経験*・指導実績*・保有資格(ライセンス)*

・活動経験:()

例 バスケットボール10年 吹奏楽15年

・指導実績:()

例 ○○中学校部活動外部指導者5年、部活動指導員3年

・保有資格(ライセンス): ()

例 JBA「C級ライセンス」

資格証の添付
(PDF 等)

誓 約 書

私は、「酒田市認定地域クラブ」の指導者・サポーターの認定にあたり、次の事項を誓約します。

- ☐ 未成年ではありません。
- ☐ 高校生ではありません。
- ☐ スポーツ・文化芸術活動に対する熱意があります。
- ☐ 暴言、体罰、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、絶対に許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。
- ☐ 過去に性犯罪により有罪になっておらず、今後も同様の行為を行いません。
- ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する者に該当せず、また、当該規定する者及び同条第 2 号に規定する団体と密接な関係を有する者に該当しません。
- ☐ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当しません。
- ☐ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者に該当しません。

※ 誓約書の内容に誤情報や虚偽情報が認められた場合、または、違反が認められた場合は、認定を取り消すこともあります。

酒田市認定地域クラブ指導者・サポーター認定証	
氏名	第 号
年 月 日生	
所属	
上記の者は、酒田市認定地域クラブ指導者・サポーターであることを証明する。	
年 月 日	
酒田市教育委員会教育長	
有効期限	年 月 日